

## 一宮市有料広告要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市が所有する財産等のうち広告媒体として活用が可能なものに有料で広告を掲載若しくは掲出をさせ、又は広告が掲載された物を無償で提供を受ける場合の基準、手続等を規定することにより、自主財源を確保し、もって、市の健全な財政運営に資することを目的とする。

(広告主となり得る主体の範囲)

**第2条** 国、一宮市以外の地方公共団体及び法人その他の団体並びに個人事業主は、広告主となることができる。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市税に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争入札参加停止又は指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第6条に規定する暴力団等及びこれらと緊密な関係を有する者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

(広告内容の基準)

**第3条** 広告内容は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (5) 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (7) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (8) 個人又は法人等の名刺広告又は意見広告
- (9) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないもの
- (10) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 法令の規定に基づかない医療類似行為に関するもの
- (13) 求人広告及びこれに類するもの
- (14) 良好な景観の形成を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 責任の所在又は広告の内容が不明確なもの
- (16) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の募集等に係る手続)

**第4条** 広告の募集、申込み、審査及び決定等の手続は、あらかじめ、その性質に応じて、広告媒体ごとに定めなければならない。

2 前項の場合において、広告媒体の性質が類似しているときは、当該類似する広告媒体について、一の手続として定めることができる。

3 前2項の規定により手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよう努めなければならない。

(審査会)

**第5条** 広告主及び広告内容について審査を行わせるため、一宮市有料広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、総合政策部長、総務部長、市民健康部長、福祉部長及び活力創造部長で構成し、委員長には、総務部長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、審査の対象となる広告媒体を所管する課又は公所の長を臨時の委員として指名することができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

**第6条** 審査会の会議は、有料広告を審査するとき、委員長が招集する。ただし、会議の開催に代えて、書面により審査を行うことができる。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 有料広告に係る総合調整及び審査会の庶務は、総務部行政課で行う。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、各実施機関が別に定める。

#### 付 則

1 この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

2 一宮市有料広告掲載に関する要綱（平成16年10月1日施行）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際、廃止前の一宮市有料広告掲載に関する要綱の規定に基づき広告掲載の申込みをした者の広告掲載に係る事務の処理については、なお従前の例による。

#### 付 則

この要綱は、平成22年11月5日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。